

令和5年6月清須市議会定例会会議録

令和5年6月13日、令和5年6月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部 長	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	三輪 好 邦
教育部 長	石黒 直 人
監査委員事務局 長	吉田 敬
総務部次長兼総務課 長	榎本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	辻 清 岳
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	吉野 厚 之
健康福祉部次長兼健康推進課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
人事秘書課 長	岡田 善 紀
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	藏城 浩 司
保険年金課 長	浅野 英 樹
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	佐藤 嘉 起
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	寺社下 葉 子
土木課 長	村瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	清 本 紫 音

6. 会議事件は次のとおりである。

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 3 号 | 清須市税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 2 | 議案第 3 4 号 | 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 3 | 議案第 3 5 号 | 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第 3 6 号 | 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第 3 7 号 | 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第 3 8 号 | 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について |
| 日程第 7 | 議案第 3 9 号 | 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事） |

の締結について

日程第 8 議案第 4 0 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の締結について

日程第 9 議案第 4 1 号 工事請負契約（清須市立図書館空調設備等改修工事）の締結について

日程第 1 0 議案第 4 3 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案

日程第 1 1 発議第 2 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

（ 傍聴者 0 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

皆さん、おはようございます。

令和5年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日、議題としております各議案については、6月1日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第33号から日程第10、議案第43号までを一括議題といたします。

去る6月8日までにお一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

議席番号15番、加藤光則です。私は、議案第39号 工事請負契約 (清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事) の締結について質疑を行います。

清洲総合福祉センターの大規模改修工事が2億4千200万円で契約を締結するものの内容で参考図面が添付されました。この間、予算においては、設備の経年劣化による機能低下等に対応するため、必要な設備等を更新するための設計及び改修工事を行うとして2億7千363万6千円の予算が計上されてきました。そして、いよいよ入札も済み、契約を締結し、工事に入ろうとしているわけですが、今回の大規模改修は、更新するための設計においてこれまで利用されていたスペース、旧デイサービスルーム・浴室などが使わなくなったことによる内装改修も同時に行

うこととなっています。

そこで以下伺います。

①大規模改修によりどのような新しい施設に生まれ変わっていくのか。

②改修の計画が具体化されてからの間、更新するための設計にあたりこの空きスペースの研究検討をどのように行い、どのように活用するための改修工事が行われるのか、以上、質問いたします。

よろしく御答弁お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、①の質疑に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対しお答えいたします。

平成15年建築の清洲総合福祉センターは、清須市公共施設個別施設計画において市民生活を豊かにするためのサービスを提供する福祉施設として、引き続き、建物と機能を継続して使用する公共施設とされています。公共施設の目標耐用年数は80年と設定されており、修繕及び改修等の実施時期の設定では、大規模改修は20年ごととなっていることから、今年度、大規模改修を行うものです。

改修工事の内容は、建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査及び検査において雨漏り等の改修の指摘を受けていることから、屋上の瓦割れ部等の補修、外壁のタイル改修、ひび割れ補修等、雨漏りに対する改修工事を行います。

また、内装の改修では、老朽化した電気設備を全てLED照明に変更し、環境に優しい改修を同時に行うとともに、市民の方が集うふれあいルームについては、引き続き、市民の方が利用しやすいように床面の張り替え改修などを行います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろ御説明いただきました。1つ1つ具体的にお聞きしたいと思います。

1つはですね、当局から配られた公共施設個別施設計画を見ると、今、言われたように80年

という目標で改修していくんだということでもあります。これを見ると、予防保全型管理施設として目標耐用年数を80年として大規模改造を20年ごとに行う、こういうことでもあります。今、るるいろいろ建築基準法の関係で老朽化したところを直していくんだということを言われたわけでもあります。

そこでお聞きしたいわけですが、ここの言葉を借りると今度の大規模改造ですね、老朽化等の修復修繕だけではなくて、別紙で今回これに出された平面図面を見ていただければ分かるわけですが、非常に使われなくなったスペース等があるわけでもあります。それで、今日、皆さん方に参考として今の図面、どういう施設で利用されているかという図面を配らせていただきました。

これを御覧いただきたいわけではありますが、特に右上の部分の1階と2階が今、使われなくなったことによって、同時に内装改修、大改造が行われるわけでもあります。これを見るとかなりの面積を占めるわけでもあります。このスペースがここの総合福祉センターの条例でうたわれている住民福祉の向上及び地域交流の中で、福祉の実現を図るためのスペースとしてどのような改修が行われていくのか、今回出されたこちらの添付された図面ではなかなか見えにくいわけでもあります。一生懸命やられるのはよく分かりますけれども、私自身が見てもどういふふうに改修され、どういふふうに使われていくのかが分かりにくいわけでもあります。そこで、総合福祉センターの設置及び管理に関する条例にはですね、第4条のところに、「次に掲げる施設をもって構成する」と書かれていました。1つ目が福祉センター、そして2つ目が高齢者生きがいセンター、3つ目が障がい者生きがいセンターであります。それで、まず、今回老朽化により修繕改修以外で用途を変えられて改修される箇所はどこになるのか、今日お配りした平面図面でもう一度御説明いただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

参考図面のほうでいいますと、まず、1階部分、下の図面でございます。建物右側の図面のところですね、デイルームと書いてある部分とその上の浴室と書いてある部分でございます。2階のほうの図面でいいますと、同じく建物の右側の浴室と書いてある部分でございます。こちらのほうがデイサービスを廃止することによっての空きスペースとなりまして、今回新たに改修する部分でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、条例でうたわれているように、この3つの掲げる施設によって構成されておるといことでありますが、今回、シルバーと障がい者の生きがいセンターを除くと福祉センター部分であるところを大きく改造するという理解なんです、参考図面をお配りした面積を見ると全体の中でかなりのスペースを占めるわけでありまして。ここをどういうふうに変えていくのかということが雨漏り等以外で非常に期待もするし、どういうふうになるんだろうかという疑問もあるわけでありましてけれども、疑問というか中身が知りたいわけでありまして、そこをお聞きする上で、まず2番の回答をお聞きして、それから質疑を進めたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、②の質疑に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。②の質問に対しお答えいたします。

旧デイサービス・浴場の空きスペースの利活用については、改修工事の設計時に財産管理課、健康福祉部の本市の関係機関に加え、社会福祉協議会にも意見をいただきました。

利用が閉鎖されました旧デイサービスの跡地利用では、ダイルームについては、地域共生社会に向けて社会福祉協議会が行うボランティアサロン、浴場については、令和5年6月に開設した成年後見支援センターの個別相談室や会議室に改修いたします。また、2階の浴場については、倉庫用途として改修工事を行います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この総合福祉センターですね、20年ぐらいたって建設当時と比べると、社会保障制度や福祉サービスを取り巻く環境が大きく変化してきたわけでありまして。社会的な背景や取り巻く環境が大きく変化した中で、この総合福祉センターに求められる役割も変わってきていることは、使われなくなったスペースを見ても明らかでございます。

そうした中で、今回、大規模改造と銘打って工事が行われるわけですけれども、この間もどのように改修されるのかということ、私も前は福祉委員会に所属しておりました、機会あるごとにいろいろお聞きしたわけですけれども、いろいろ言葉ではあったわけですけれども、抽象的なお答えだったわけでありまして。それで今回も図面を出されたわけですが、どうしてもイメージがしづらかったわけですので、今回このように質疑させていただいております。

どのように検証整理して今後の活用の方向性を検討して大規模改造が行われるかでありまして、今、言われた中で見ると、財産管理課と健康福祉、それから社会福祉協議会の方々の御意見をいただいているということでありまして、この間の進め方の中で利用者等の実態等も含めた、そういった市民の方々の御意見等はどこかで聞かれたというようなことはなかったんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

まず、大規模改修につきましては、建物の老朽化を改修するためのものがございます。築20年を経過しているということもありまして、施設の利用方法も変わってきております。介護保険の事業についても、利用者の方の需要の変化とか、コロナ禍における入浴施設の在り方、利用者数が減ってきているとか、今後20年間利用できるような施設として財産管理課とか健康福祉部、社会福祉協議会との協議を図りまして、その結果、社会情勢も見据えての実施設設計に反映したということがございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、言われたわけですけれども、1つは、大規模改修に向けて公共施設の個別の計画があるわけですので、もちろん財産管理課といろいろ相談しなければ進まないということもありますし、実態的には指定管理で社会福祉協議会にお願いしとる施設でありますので、社会福祉協議会のお話も聞くわけですけれども、そこで主軸になっていくのは健康福祉部の皆さんだと思っておりますけれども、今後の総合福祉センターの在り方、非常にすばらしい大きな施設でありますので、これを本当にどう利用していくかということが私は非常に重要になるわけでありまして。その上で、これまで使っていたところが使われなくなっているスペースがあるものですから、それを

有効活用していくかということが同時に求められるわけであります。

そこで、お聞きしますが、これはいつ大規模改造の設計がまとめられてきたのか、後ろへ戻って質問したいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

設計に関する委託につきましては、昨年8月頃に設計の委託をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ということは、昨年8月ぐらいに私も福祉委員会に所属しておりましたので、この間いろいろお聞きはしたわけでありますが、なかなか具体的なことは出なかったわけなんです。それで、昨年の夏にも委託されておって、その後、設計がされて、いろいろなキャッチボールがされる中で今回発注されとるわけです。

それで、清須市の総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の7条を見ると、福祉センターを使用することができるものは、次の定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるものは、次の規定に関わらず使用することができる。

1つはふれあいルーム、それからもう1つはボランティアルーム、世代間交流ルーム、調理実習室、食堂センター、会議室、こういうものが定められているわけですけども、総合福祉センターの設置目的にある住民の福祉の向上及び地域の交流の中で、福祉の実現を図る、このことは今後の施設の活用の方向性においても重要だと私は考えているわけですけども、昨年8月に発注委託されて、それが出てきた中で、今回いよいよ大改造される上において、どういうふうなこの辺の考えを盛り込んだ今回の改造になっているのか。それともこういったことは全然考えてなくて、ただ雨漏り云々と空きスペースを利用するだけだということになっているのか、当局の中で特に中心になる健康福祉部だと思いますけれども、どういうふうと考えられてきたのか、御苦労されてきたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員の言われます市民の方の意見をということがいろいろあるかと思えますけど、当然、これから地域共生社会というのを目指していくというのがありますので、そちらの中で社会福祉協議会のほうと一緒にどのような形で利用していくかということを検討させていただきました。

その中で、参考図面の1のところになりますけど、こちらのデイサービスの跡地のデイルームで高齢者の方が遊んでみえたりとか、いろいろされてみえたところなんですけど、そちらにつきましては、社会福祉課のほうで、先ほどもお伝えしました地域共生社会に向けていろんなサロン活動をされてみえてるということがあります。そちらのサロン活動を充実させるために、今回、社会福祉協議会のほうと協議をさせていただいております。

その中で、ただ、今までのところのサロンを拡充するというわけではなく、新規事業といたしまして、地域活動の先進事例の発表会であったりとか、地域貢献に取り組む企業等の情報交換などですね、市民の方が地域のほうに向かってサロン活動ができるような場所として協議をさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

本当に今日、参考で配られた資料を見ていただいても分かる通り、1階も2階も右上の部分が非常に広いスペースなわけでありまして。先ほどのお話を聞くと、1階の部分はサロン等で使っていくんだと。それでブロック社協なんかを使うということだと思いますし、また成年後見制度が始まりますと、その事務所としても使っていくんだということになると、1階はほぼ社会福祉協議会にお願いしていくというような、社会福祉協議会の活動のスペースになるという理解でよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部部長（加藤 久喜君）

議員の言われるとおりでございます。

ただ、成年後見センターの支援センターの改修させていただいたところにつきましては、相談

ルームだったりとか会議室等がありますので、例えば、サロンの中で小さな会議等があればそっちのほうも活用できるという形になりますので、そういうところで活用させていただくという形になると思います。最終的には、社会福祉協議会のほうが主に利用されるという形になってくるかと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

地域の共生社会を目指していくための活動のサロンの場というのは、非常にこれから重要になってくる場だと思います。総合福祉センターは指定管理で社会福祉協議会に管理運営をお願いしているわけでありまして。管理業務及び経理の実施状況を点検して評価もこの間行われてきているわけですが、同時に、施設利用や貸し館などの視点からいろんな評価もされてきて、また、意見等も毎年検証されてきているわけですが、そういったものも今回の改修において協議の材料にされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

コロナの状況もありまして、令和2年度、3年度につきましては、貸し館を利用される方というのは、コロナ前と比べるとやはり減少している状況でございます。

そんな中、コロナ禍により孤立されとか孤独感を感じられる方も増えてきている状況で、いかに地域の方がそれぞれの方々とつながっていただけるような事業ができないかということで、利用方法についても検討をいたしました。その中でサロン活動というものも上がってきておるといことで、今回そのような利用方法にしたいということで検討いたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほどからサロンという言葉が何度も強調されるわけであります。この間、3年、コロナの影響で貸し館の利用も減ってきたわけであります。そういう中であって、今回改修されるわけでありますが、先ほどの1階の部分がブロック社協等が利用してサロン化していくんだと。それと、成年後見人の事務所が1階の浴室のところに、あと会議室等も設けてやっていくんだというようなことを言われたわけですが、もう一度イメージ的に、1階の右のデイルームについては、ブロック社協が使うようなサロンにしていくということですが、これは何か間仕切りとかなるわけですか。ただ、広くサロンして使って、その前に浴室が成年後見の事務所になるというイメージですか。1階の部分はどういうふうになるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

デイルームにつきましては間仕切りはなく、フラットな形で利用していきます。

浴室については会議室等ということで、3つ部屋を設けるような形で考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

間仕切りせずということ、浴室のところは3つ会議室を設けるんだと。その右の機械室のところはどうなるんですか。あと、デイルームの左の静養室、ここはどういうふうになるかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

まず、静養室につきましては改修をいたしまして、ミーティングルームということで変更させていただきたいと思っております。

機械室につきましては、特に改修はしないということで考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、まだまだ改修せずにそのままになっておるスペースも生まれておるという理解ですと、今回、大規模改造が行われるわけですがけれども、80年もたせるために20年目の改修を行うわけです。今後の在り方として、こういったスペースについては、新たに利用していこうということになったら、また予算を組んでいろいろ改修を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

今後の利用につきましては、他の自治体の施設の利用の在り方等も調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

他の自治体云々じゃなくして、例えば、機械室でいえば、使わなくなった機械が置いてあるだけという理解ですし、例えば、2階の浴室についても倉庫としていくということでもありますけれども、現実を見ていただくと、すごく立派な広い施設で本当に使い勝手のいいものにしていこうと思ったら、まだまだ改修していく、いろいろ検討していく余地というのは私はあると思うんですよね。そういったときに、例えば、80年もたず20年目の節が過ぎたから、そのままなんだということではなくして、やはり今後もそれに見合ったような検討というのは必要であれば行っていくという理解でよろしいですかということなんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

あくまでも今回、20年ごとの大規模改修というところでもあります。そちらにつきましては、新築当時から大きく社会情勢が変わってきているということも含めて、今回、活用方法のところ

を一部改修をさせていただいております。通常でいきますと、今度は20年後になってくるかと思えますけど、そのときになりますと、また社会情勢であったりとか、福祉の在り方であったりとか、いろいろ変更があるかと思えますので、そのときの事情に合わせ、また検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これは財政の絡むことでありますので、福祉のほうからは言いにくいことだと思いますけれども、やはり使われなような、そういうスペースがあれば、もっと有効活用していくということも私は重要であると思っておりますので、総合的に考えていくということは必要であると思っております。

それですね、老人福祉センターとしての機能も考えていかないかと思うわけですがけれども、それぞれ旧町ごとにやって、旧清洲町については総合福祉センターという中に位置づけられてきたわけですがけれども、いろんな機能を有する総合的な施設であります。その上において、清須市の福祉施設運営委員会が年1回行われてきているわけですがけれども、その中での議論というのはどう考えられてきたのかということをお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

福祉施設運営委員会での御意見ということですが、まず、そちらのほうの会議におきましては、施設の在り方等に掌握する会議でございます。社会福祉協議会から提出された報告書により、それぞれの委員の方から審議や御意見のほうをお聞きする会議となっております。

それと、福祉施設におきまして、指定管理の評価について委員から意見を求めるものでございまして、大きな改善すべき発言はございませんでした。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

やっぱり節目節目でこういう改修を行っていく上において、それぞれ指定管理においても貸し館の状況とかそれぞれの評価もされてきておる中での大規模改造でありますので、施設運営の中でもテーマとして論議すべきじゃないかなと私は思うわけであります。

先ほど健康福祉部長も言われたわけですがけれども、この20年間の中で社会的な情勢も変わってきて、高齢者を主に対象とした地域福祉活動の拠点という役割に加えて、やはり多世代が多様な活用に利用できる地域交流の拠点としての役割というのは今後非常に求められるわけですがけれども、今回いろいろ聞かせていただきましたけれども、提示された参考図面ではどのように変わるのか非常にイメージがしづらかったわけであります。改修と併せて空きスペースの利活用も含めた大改造が今回行われるわけです。特にこの施設というのは、福祉の担い手であり指定管理をお願いしている社会福祉協議会が事務所を設置しておいて、それで社会福祉協議会を含めた総合福祉センター内の各施設が連携する中で、より一層の福祉の向上に資する効果を発揮されるようにしていく、このことが今回の改造にとって一番大事なことだろうと思います。

この大改造、大改修で総合福祉センターを福祉に関する情報発信の拠点、先ほども言いましたけれども、多世代が多様な活動に利用できる地域の交流拠点としての役割としていく、これが非常に大事になってきますし、また、高齢者や障がい者だけでなく、全世代あらゆる立場の方に対する支援の実施を視野に入れた施設の活用をさらに進めていくことが求められるわけであります。この施設の各目的・用途・機能を生かして、施設全体での共生社会の構築に資するような活用を進めていっていただく、このことが非常にこの改造にとっても大事だと思います。

それで、最後に市長にお伺いしたいわけですがけれども、私も清洲町時代からこの施設に対しては非常に思い入れもあって、立派な施設でありますので、今、市民の様々なボランティアの方々も利用されていると思いますけれども、こういった空きスペース等ですね、今回、大改造するわけですがけれども、もっと市民の方々が利用しやすいものにしていく。そして、市と社会福祉協議会と一緒にいろいろな活動を進めていく拠点にしていかないかなと思うわけですがけれども、その上において、今回の改造をしていく上において市長の考えを最後にお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

永田市長。

市長（永田 純夫君）

今回の大規模改修は、2つの目的を合わせてやるということで、1つは20年ごとに、古くなる前にしっかりやっていこうということで、屋根とか外壁とか、それをなぶるということと、もう1つは、使われなくなったところを使い勝手がいいように変えると、それを2つ合わせて今回お願いをするということなんですけども、使われなくなったところを使いやすくすることについては、社会福祉協議会と健康福祉部がしっかりと打合せをして、それでこういうふうにしたというような報告をいただいております。

実は私も個人的に障がい者団体の方から、こういうふうにしてほしいという御要望も受けておりますので、そういうことも含めて利用者の方に利用しやすくして、そして、もちろん社会福祉協議会の事務がやりやすいように、皆さんが利用しやすい、そんな施設にしていきたいと思っておりますし、出来上がってからもいろんなことが考えられると思いますので、とにかく利用しやすいように努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

出来上がってからもいろんなことが考えられると思いますので、ぜひ、こういった立派な施設を有効活用していく上において、利用される方々の御意見も十分取り入れて、清須市の発展のために十分生かしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、議案第33号及び日程第2、議案第34号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第3、議案第35号、日程第4、議案第36号及び日程第5、議案第37号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6、議案第38号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第39号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8、議案第40号及び日程第9、議案第41号は、建設文教常任委員会に審査を付託い

たします。

日程第10、議案第43号については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします
最後に、日程第11、発議第2号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、6月26日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦労さまでした。

(時に午前10時04分 散会)